

# Weekly Report

第239号  
平成25年11月11日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 24 事務年度の所得税調査状況について

### ◆大幅に減少した実地調査件数

国税庁が公表した平成24事務年度(24年7月～25年6月)の所得税の調査状況によると、調査件数は68万2千件(前年度比11.9%減)で、そのうち文書や来署依頼による面接等で申告内容を是正する「簡易な接触」は61万2千件(同9.5%減)と9割を占めており、高額・悪質な不正計算が見込まれる場合などに行われる「実地調査」は7万件(29.3%減)となっています。

特に実地調査の件数が減少していますが、これは今月1月に国税通則法が改正され、税務調査手続きが法律上明確化されたことによる事務作業量の増加などが影響しています。

なお、申告漏れ等の非違があったのは42万4千件で、その申告漏れ所得金額は8578億円ですが、実地調査により5割以上となる4550億円が把握されています。

### ◆申告漏れに注意したい海外取引や金地金

国税庁では、無申告者をはじめ、海外取引、インターネット取引などに対する調査を積極的にを行っています。

海外にある不動産や株式等を売却して生じた所得は原則、日本で申告する必要があります。また、5千万円超の国外財産を保有している場合、財産の種類や価格等を記載した国外財産調書を提出することが義務付けられます(今年末の保有状況から対象)。

なお、金や白金(プラチナ)の売却で得た所得の申告漏れが増加していますが、200万円超の取引については取扱業者から税務署に支払調書が提出されることになっていますので、ご注意ください。

## 国内・国外の災害に対する寄附金の取扱い

台風により日本各地でも大きな被害が出ましたが、フィリピンでは犠牲者が1万人以上ともいわれる被害が出ています。

災害救助法の適用を受けた国内災害に対して、個人が地方自治体や日本赤十字社などに寄附金を支出した場合、2千円を超える額について寄附金控除を受けることができます(確定申告が必要)。また、法人の場合は全額損金算入となります。

一方、海外の災害に対して日本赤十字社などの寄附を行った場合、個人は寄附金控除の対象となり、法人は一定の範囲で損金算入(一般の寄附金とは別枠)できます。

## 消費税率の経過措置から雑誌は対象外に

消費税率引上げに伴う経過措置では、税率8%となる来年4月1日以後に行われる資産の譲渡等でも5%が適用されるものが定められています。

新聞や雑誌については、発売日が26年4月1日以後に販売した場合でも5%となる経過措置が講じられていましたが、雑誌は対象外となりました。

これは雑誌の値札バーコードが税抜きであり、店頭で混乱を招くことから、出版業界の要望を受けて雑誌を外すことになりました。